平成２７年（フ）第３９８号
京都府向日市寺戸町南垣内62番地の７
債務者　古市　秀男
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２４７号
兵庫県尼崎市大西町１丁目14番38号
債務者　山岡　幹也
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５９号
兵庫県西宮市甲子園口６丁目３番４号　ノブハウス203号、前住所兵庫県西宮市甲子園一番町１番22号
債務者　立石　康彦
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０６号
奈良市杏町404番地　第11号市営住宅第15号
債務者　有路　崇子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２８号
鳥取県米子市車尾６丁目８番10号　105号、前住所鳥取県西伯郡日吉津村大字富吉101番地８
債務者　門垣　将平
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第９１号
愛媛県松山市高岡町727番地　高岡アパート101号
債務者　中矢　哲郎
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０６号
愛媛県松山市鷹子町520番地１　鷹子マンション608号
債務者　山本　和明
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０９号
愛媛県松山市東石井１丁目10番17号　ピュアハイムＡ101号
債務者　隅田　新一
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１５号
愛媛県松山市北斎院町1296番地２　津田ハイツ206号
債務者　廉川　　誠
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６号
福岡県田川市大字糒2252番地24、前住所福岡市西区下山門３丁目18番21―201号
債務者　中原　正太
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第１００号
佐賀市大和町大字久池井2298番地３、前住所佐賀県唐津市八幡町787番地５
債務者　久保久美子（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
佐賀市大和町大字池上3433番地
債務者　高柳　雅史
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
佐賀市大和町大字久池井1536番地１
債務者　高岸　俊雄
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
宮崎市神宮東３丁目６番５号ステーションコーポ307号、前住所宮崎市矢の先町91番地津田アパート301号
債務者　西村　大海
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３６号
宮崎市松山１丁目７番11号　松崎アパート１号棟202号、前住所宮崎市松山１丁目10番27号　すみれ荘203号
債務者　塗木いづみ
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２１号
宮崎県日南市大字風田3861番地、前住所宮崎県日南市星倉４丁目２番地10
債務者　宮下　健二
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第１０６号
長野県安曇野市明科中川手6818番地34
債務者　丸山　岩美
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
長野地方裁判所松本支部